

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第8報）

平成 23 年 2 月 9 日  
財団法人日本鯨類研究所

本日午後 6 時過ぎ（日本時間）から、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する調査船・日新丸（NM）が反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船ゴジラ号（G 号）による妨害を受けている。午後 8 時 30 分現在、G 号による妨害は継続している。

午後 6 時 10 分頃、G 号がロープを曳航し始めたことが確認された。その後 G 号はロープを曳航したまま NM に異常接近し、NM の船首付近を横切り始めた。

G 号はさらに、異常接近による進路妨害、大型パチンコによる酪酸瓶の投てき、レーザー光線の照射、発煙筒及び発光弾の投てき、落下傘信号弾（炎を発生しながら落下してくる）の発射によって NM に対して攻撃を加えている。

NM は G 号活動家に対して警告放送を行うとともに、無用の接近・妨害活動を思いとどまらせるために警告放水を行っている。

日本が実施している JARPAII は国際捕鯨取締条約に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。SS が行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような危険極まりのない行為は許されるべきものではない。

当研究所は、再三にわたる IWC 加盟国の一致した非難と自制の要求を無視し、今次の JARPAII 調査船団に対しても危険な妨害を行う暴挙に出た SS を強く非難する。また G 号の暫定的な旗国で右妨害船に母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SS の暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。

加えて、ニュージーランドに対しても SS に対し厳正に対処することを特に強く要望する。これまで日本の調査船に対して危険な妨害を繰り返し加えている SS 妨害船スティーブ・アーウィン号（SI 号）は、入港していたウェリントンを本日までに離港し調査海域に向かっている模様。ニュージーランド当局は SI 号による今後の妨害を事実上容認していると言わざるを得ない。

SS 本部の所在地である米国は SS に対して税制上の優遇措置を認めており、こうした暴力的組織を財政面から事実上支援しているとの誹りを免れない。

上記の関係国は、厳正かつ適切な措置を直ちに講じるべきである。

（以上）